

新座市公共施設再配置計画審議会条例

令和6年9月25日

条例第32号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、新座市公共施設再配置計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、新座市公共施設再配置計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長

が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。